

新潟市水道局建設工事等の予定価格の事前公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市水道局において発注する建設工事及び建設コンサルタント委託業務等（以下「建設工事等」という。）に関する競争入札等の予定価格を事前公表するため、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 この要綱により公表の対象となる建設工事等は、建設工事については予定価格が250万円を超える入札案件、建設コンサルタントについては予定価格が100万円を超える入札案件とするものとする。

(公表の内容)

第3条 事前公表する予定価格は、新潟市水道局契約規程（以下「契約規程」という。）第11条第1項の規定により定められた価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。

(公表の場所及び方法)

第4条 公表の場所及び方法については、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、契約規程第8条の規定による入札公告への記載、新潟市水道局ホームページでの掲載及び総務部経理課における閲覧により行うものとする。
- (2) 指名競争入札においては、契約規程第23条第2項の規定による指名通知書への記載及び指名通知の日以後、総務部経理課において閲覧に供することにより行うものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、一般競争入札の場合は公告の日から、指名競争入札の場合は指名通知の日から落札者の決定の日までとする。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。